

香川県広域水道企業団条例第12号

香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、香川県広域水道企業団の職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額 $\frac{1}{10}$ 以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年香川県条例第29号）、高松市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年高松市条例第39号）、丸亀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年丸亀市条例第30号）、坂出市職員の懲戒の手續及び

効果に関する条例（昭和26年坂出市条例第69号）、善通寺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年善通寺市条例第41号）、観音寺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年観音寺市条例第30号）、さぬき市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成14年さぬき市条例第31号）、東かがわ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年東かがわ市条例第17号）、三豊市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年三豊市条例第47号）、土庄町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和43年土庄町条例第30号）、小豆島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年小豆島町条例第31号）、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年三木町条例第18号）、宇多津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和40年宇多津町条例第18号）、綾川町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年綾川町条例第30号）、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年琴平町条例第8号）、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年多度津町条例第30号）又はまんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年まんのう町条例第34号）の規定により行われた懲戒の手續は、第2条の規定により行われた懲戒の手續とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に行われている懲戒処分については、この条例の施行後に企業長により行われた懲戒処分とみなして、この条例の相当規定を適用する。この場合において、この条例の施行前の懲戒処分の期間をこの条例の施行後の懲戒処分の期間に通算するものとする。